## 緊急事態宣言の解除を受けて町長メッセージ

政府は、特定警戒地域の8都道府県を延長したまま、5月14日に鹿児島県を含む39県の緊急事態宣言を解除いたしました。本町においては、4月8日政府が出した7都府県への緊急事態宣言を受けて、来島を予定されている皆様への自粛要請を行なってまいりました。

その理由として、

本町は医療機関も限られていること、口永良部島については医師が常駐していないこと、また、多くの方が公共交通機関等を利用して、旅行及び移動してくることで、島内での感染が拡大し複数の患者が出た場合、医療が確保できない事態を懸念してのことでありました。その後、国内外の感染者数が日増しに拡大していく中で、政府は4月 16日に緊急事態宣言区域を全都道府県に変更いたしました。

本町では、4月以降も新型コロナウイルスの影響により入込客が激減し、航路・空路便の減便をはじめ観光関連事業者の皆様も営業活動の自粛に入り、また、鹿児島県の休業要請に応えるなど感染防止の取り組みに御尽力いただいております。その結果、島内経済は非常に厳しい状況に陥っており、すぐにでも観光施設等を開放して多くの皆様に御来島いただき、本町の社会経済活動を再開させたい気持ちに流されそうになることも度々あります。ただ、新型コロナウイルスの封じ込めに成功した国々が経済活動を再開したことによる、クラスター感染が発生するなど第二波が押し寄せている状況もみられます。これまで、本町においては感染者を出しておりません。これも多くの皆様の御理解、御協力のおかげであります。これからも町民約12,300人の命と健康を守るため、皆様にお願いしたいことは、不要不急の帰省及び旅行や県をまたぐ移動については、引き続き来島自粛に御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、5月31日を待たずにすべての都道府県で緊急事態宣言が解除された場合には、 その時点で今後の本町の対応につきましてお示しいたしますので、何とぞ御理解をたま わりますよう重ねてお願いいたします。

> 令和2年5月15日 屋久島町長 荒木 耕治